

平成30年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成30年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,247千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180,643,567千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 繰 入 金		11,573,961	△2,247	11,571,714
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,393,961	△2,247	11,391,714
歳 入 合 計		180,645,814	△2,247	180,643,567

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		89,037	△2,247	86,790
	1 総 務 管 理 費	79,223	△2,247	76,976
歳 出 合 計		180,645,814	△2,247	180,643,567

平成30年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額16,308,959千円のうちで、歳入を補正する。

2 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		7,858,134	△76,844	7,781,290
	1 一般会計繰入金	7,858,134	△76,844	7,781,290
5 繰越金		1	76,844	76,845
	1 繰越金	1	76,844	76,845
歳入合計		16,308,959	0	16,308,959

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費			2,478,429
	1 ふ頭埋立造成費		1,675,229
		ふ頭埋立造成費	1,675,229
	2 荷役機械整備費		803,200
		荷役機械建造費	803,200
合 計			2,478,429

第 3 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械管理運営費 (小名浜港)	平成 30 年 度 か ら 平成 31 年 度 ま で	50,000

平成30年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185,695千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,171,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,952,096	△116,491	3,835,605
	1 負 担 金	3,952,096	△116,491	3,835,605
3 国 庫 支 出 金		881,000	△238,500	642,500
	1 国 庫 補 助 金	881,000	△238,500	642,500
4 繰 入 金		5,199,097	△1,792	5,197,305
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,199,097	△1,792	5,197,305
5 繰 越 金		723,488	292,488	1,015,976
	1 繰 越 金	723,488	292,488	1,015,976
7 県 債		599,400	△121,400	478,000
	1 県 債	599,400	△121,400	478,000
歳 入 合 計		11,357,377	△185,695	11,171,682

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		11,357,377	△185,695	11,171,682
	1 管 理 費	4,874,842	282,605	5,157,447
	2 建 設 費	1,706,600	△468,300	1,238,300
歳 出 合 計		11,357,377	△185,695	11,171,682

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費			133,500
	2 建設費		133,500
		流域下水道整備費	133,500
合	計		133,500

第 3 表 地 方 債 補 正

(単位千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道整備費	404,600	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。	283,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10% 以 内 (た だ し、利 率見直 し方式 で借り 入れる 政府資 金につ いて、 利率の 見直し を行っ た後に おいて は、当 該見直 し後の 利率)	起債日から35年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、県財政の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
計	442,500				321,100			

平成30年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成30年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,852,183千円	△23,135千円	2,829,048千円
第1項 営業費用	2,724,975千円	△23,135千円	2,701,840千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額804,025千円は、過年度分損益勘定留保資金730,113千円及び当年度分損益勘定留保資金73,912千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	2,681,371千円	△43千円	2,681,328千円
第1項 建設改良費	2,118,481千円	△43千円	2,118,438千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	275,050千円	△20,092千円	254,958千円

平成30年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	2,570,457千円	△365千円	2,570,092千円
第2項 営業外収益	1,402,052千円	△365千円	1,401,687千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	1,416,466千円	△19千円	1,416,447千円
第1項 営業費用	1,259,287千円	346千円	1,259,633千円
第2項 営業外費用	157,178千円	△365千円	156,813千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	70,683千円	△19千円	70,664千円

平成30年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成30年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
建設改良事業	408,849千円	22,834千円	431,683千円
資産購入	221,551千円	22,834千円	244,385千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	7,812,142千円	△94,399千円	7,717,743千円
第2項 医業外収益	4,737,818千円	△94,399千円	4,643,419千円
支 出			
第1款 病院事業費用	7,720,722千円	△276,948千円	7,443,774千円
第1項 医業費用	7,450,547千円	△276,948千円	7,173,599千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額100,000千円は、当年度分損益勘定留保資金100,000千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	1,540,232千円	22,834千円	1,563,066千円
第1項 企業債	200,800千円	17,900千円	218,700千円
第3項 補助金	36,104千円	4,906千円	41,010千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	183,944千円	28千円	183,972千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,630,232千円	22,834千円	1,653,066千円
第1項 建設改良費	408,849千円	22,834千円	431,683千円

（企業債の補正）

第5条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
資産購入費	193,800千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

見直しを行
った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

起債の目的	限度額	補	正	後	利率	償還の方法
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
資産購入費	211,700千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,928,571千円	△176,653千円	3,751,918千円